

## 第27回入善町農業委員会議事録

令和4年10月5日午後1時30分から第27回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 16名            欠員 2名

出席委員 13名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	4番 森下 さゆり	5番 森下 吉光
6番 上田 幸嗣	7番 島瀬 康一	8番 細田 孝志	10番 米山 義隆
11番 坪野 和夫	13番 永山 美和	14番 吉原 有二	15番 愛場 義豊
18番 長原 均			

欠席委員 3名

3番 寺田 晴美	9番 小林 真一郎	16番 田中 吉春
----------	-----------	-----------

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第100号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第101号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第102号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長（米山 義隆）

お疲れ様です。今事務局長からもありましたように、ほとんど稲刈りの方は終わったような状況の中で、品種もさることながら、本当に栽培の仕方、そういったところもこれから考えていかないといけない部分がたくさんあるのかなと思います。天気、気温、天候そのものはもうそんなに大きく変わることはないだろうと、今のような状況で行くだろうという予測される中で、どうしていかんなんかなというところを、どうかまた農協指導サイドもよく考えていかんなんかなというふうに思っております。

稲刈りもだいぶ終わる中で今週末、また来週と、各地区で祭りが開催されるという話を聞いております。五穀豊穡を願って春祭りから、そしていわゆる秋祭りまでが開催されることはやっぱり3年ぶりですので、もうやる方にしてみれば忘れた部分もあったりしますが、そうやって一つ一つの農業に関わることが平常に戻ってきているのかなということをしみじみと感ずるところであります。

もう一つ、鍋嶋前会長と変わってから富山の常設委員会の方にこれで3回参加するんですが、新しい農業会議会長のもとの、県の会議も動き出しまして、私も今「アグリとやま」の紹介の方に出ておりますが、中では一番若い農業委員会会長でありまして、ここでベテランの会長の皆さんに非常に教を乞いながらやっていこうというふうに思っております。

以上、簡単な報告ですが、今日また1日しっかりと審議をして、県の方に持っていくものをしっかりと把握していきたいと思っております。

それでは本日もよろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは第27回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番森下吉光委員と6番上田委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第3、議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町田中〇〇外4筆の計5筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は11,667㎡です。

譲渡人は、入善町田中〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町荒又〇〇の〇〇さんです。

申請地は、もともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため、今回の申請に至りました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自宅から自動車で10分のところにあり、通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事する者が、年120日にわたり従事する予定で、耕作の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、45,648㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは現地確認されております五十里委員から、補足説明をお願いします。

五十里委員

はい、内容は事務局から説明があったとおりでございます。9月17日に〇〇さんが書類を持って来られてまして、現地確認というか、普段から見ている場所なので、数年ちゃんと管理されているのも確認しておりましたので、書類も確認したところ良いと思います、確認印を押しました。以上です。

議長（米山 義隆）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第100号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第101号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい、それでは議案書の3ページをご覧ください。

議案第101号、農地法第5条の規定による意見進達について、次の通り許可申請があったので、審議を求めます。

今回は2件の申請があります。座って説明させていただきます。

申請番号1番。申請地は、入善町青島〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は494㎡。譲渡人は入善町青島〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町入善〇〇の〇〇さん。  
転用目的は、一般住宅敷地、権利の種類は所有権移転です。  
申請地位置図は4ページ上段になります。

申請者の〇〇さんは現在、街中の住宅が密集している地域に住んでいますが、既存住宅は昭和23年建築で築74年と老朽化しており、リフォームで対応するとなると莫大な費用が必要になることや、家屋自体が狭小であり、敷地内には駐車スペースもなく近隣に借りている状態であることから、今回駐車スペースを含む住宅新築を検討した結果、今回の位置に転用申請となりました。

申請面積は494㎡と、一般住宅として利用するために必要な面積と認められます。

排水につきましては、青島東分譲地国道線に埋設してあります下水道へ接続予定であり、雨水につきましては、隣接する農地へ流す予定となっております。

申請地につきましては、都市計画法上の用途地域である第3種農地であり、原則許可のため問題ありません。

また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域農用地区域外となっており、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は五十里委員にいただいております。

続きまして、申請番号2番。申請地は入善町入膳字高登〇〇外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目ともに田、合計面積は401㎡。

譲渡人は、入善町入膳〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町入膳〇〇の〇〇さん。

転用目的は、貸駐車場敷地、権利の種類は所有権移転です。

申請地位置図は4ページ下段になります。

申請者の〇〇さんは株式会社〇〇の代表取締役社長ですが、事業所敷地の一部が、国道8号バイパス拡幅工事の対象用地となったため、建物の解体、建て替えが必要となり、また事業所の駐車場も減少することから、駐車場代替地として利用するため、今回転用申請することとなりました。

雨水排水につきましては、申請地と公衆用道路の間に設置予定の排水溝へ流す予定です。

申請地につきましては、第3種農地であり、原則許可のため、農地の区分と転用目的には問題はありません。

また、申請地は昭和47年3月15日に農業振興地域農用地区域外となり、除外は不要です。

入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は中陣委員にいただいております。

以上2件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（米山 義隆）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いします。

五十里委員

内容は事務局から説明いただいた通りであります。

9月11日に〇〇さんが自宅の方に書類を持って来られたんですが、仕事に出なきゃいけないくて、次の12日の朝に書類と現地確認をしたところ、地図を見てもらったら分かるとおおり、もう住宅地の間でありますし、書類はちゃんと揃っていたので確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続いて申請番号2番を中陣委員お願いいたします。

中陣委員

事務局の説明通りなのですが、9月7日の夜に電話がありまして、転用したいということで、翌日に現地確認を兼ねて〇〇さんの事務所の方に伺って話を聞きました。書類を確認したらちょっと不備があったので、訂正後に確認をしますということで待っていたんですが、9月20日の日になりまして、それと一緒に確認したうえで同意させていただきました。以上です。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第101号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。議案第101号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

続きまして議案第102号「入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第102号「入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件」。入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求めます。

議案書の7ページをご覧ください。

農振除外等の申請は年に4回ございますが、今回は9月15日受付分の申請で、軽微な変更が1件あります。

受付番号1番、対象地は入善町小摺戸地区小摺戸〇〇の内、地目は田、面積は200㎡です。願出者は入善町小摺戸〇〇の〇〇さん。軽微変更後の用途は農業用施設敷地です。

申請地の位置図は6ページをご覧ください。

申請人の〇〇さんは、水稻および大豆を中心に現在およそ30haを経営する農業者です。

申請人は、所有する農業用機械を現在屋外で保管管理していますが、風雨の影響により機械に劣化が見られることから、今回新たにコンクリート敷きのビニールハウスを設置して、農閑期には機械の格納に、また、農繁期には育苗などの農作業のために利用する計画です。

申請地は、トラクターや田植え機など、農業用の機械4台を収容するために必要な面積です。

また、雨水排水については隣接している排水路に流す計画です。

要件の確認ですが、目的が農業用施設敷地であるため、既存地に近接している方が管理の点でも利用しやすく、最も適しており、農用地区域以外の土地をもって替えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第102号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

配付物の確認です。農業委員会の図書目録とアグリとやま第127号もありますので、またご確認をお願いします。

また、令和4年度富山県農業委員会研修大会開催要領を配付させていただきました。開催日は11月16日水曜日午後1時半からなんですが、次回の農業委員会では出欠確認が間に合いませんので、もし本日のうちに参加が難しいという方がいらっしゃったらまた事務局までご連絡をお願いします。

今年度の視察研修の日程について会長と相談させていただいたところ、11月2日水曜日と11月3日木曜日祝日なんですが、この日が有力ってということで、行き先が福井県・石川県方面、視察先はとりあえず一つが福井県の農業共済組合で、RTK基地局を視察させていただけるってということで、一応許可はいただいております。

その他にどこか、こういうものが見たいとか、行ってみたい事業所というか、農業経営されているようなところがあれば、早めに事務局の方にお知らせいただきたいと思います。

この11月2日、3日は参加できないという方いらっしゃいますか？

議長（米山 義隆）

今回3年ぶりということで、世の中動き出しておりますから、どうしても見に行きたいなど。また会費を納めていただいているので、何とかこの行事をさせていただきたく、今まではどこか県外の農業委員会の皆さんと交流がてらの視察をやっていたんですけど、今回はその辺をなくして、違ったものを見てくるのもいいかなと思ひまして。このRTKというのは今それこそICT化している農業の自動操舵していく基地局を、福井県は県内網羅するようにGPSの電波を取ってまた改めてそこから発信するような、簡単に言えば福井県の農協の事務所にアンテナを立てて、より精度の高いGPSの電波を取ろうという仕組みを、福井県を上げてやったというところで、こういったことも一つ先進的な農業やっているところを見るのもいいかなというふうに思ひ、予定に入れさせてもらっております。

また今事務局の方からも説明ありましたが、何かまた特殊なというのはおかしいですが、今みどりの食料戦略や有機に力を入れていく国の政策の中で、20年も30年も前から有機農業に取り組んできた農家

を見に行ってくるのもまたいいのかなというふうに思って、今そこも交渉中なんですけど、そういったところを含めて視察するのが良いのではというふうに考えております。

なので皆さんの方でも、この方面でどこか見たいところとか、それこそ寄ってみたいとかあれば、ぜひ事務局の方に言っていただければまだまだ組み入れることはできますので、ご意見いただきたいと思っております。

今11月の2日から3日で予定を立てているんですけども、この日でよろしいでしょうか？ちょうど農業祭等も終わったばかりで、バタバタと忙しい方もおられるかと思いますが、なかなか時間作るのも難しいところもありまして、無理やりこの日を設定させていただいたところもありますが、どんなものでしょうか。日程的に大丈夫ならこれで進めたいと思うんですけど、何もなければとりあえずこの計画で進めさせていただきたいと思っております。ただあまりにも人数が少なすぎてもどうしようかという部分が出てくるので、出欠に関してはなるべく早く事務局の方に連絡いただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第27回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和4年11月10日木曜日、午後1時30分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時00分）